HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	雑報
Citation	北大法学論集, 30(1), 317-322
Issue Date	1979-07-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/16282
Type	other
File Information	30(1)_p317-322.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

雑　報

北海道大学法学部法学会記事

昭和五三年五月二七日（金）午後一時半―四時半

「エネルギー問題と未来意識」

報告者　中村研一

出席者　三三名

エネルギー問題に関して各々の危機意識を反映し、世界企業から市民団体に至るまで、報告書を提出している。それらは具体的な政治政策に直結することが多く、また、エネルギーという稀少化する価値をいかに再分配すべきかを論ずることにより、二重に政治的である。従って、諸報告を比較対照することにより、各議論の背景にある未来意識を考察することができる。まず、危機意識を類型化しよう。(a)「需給の危機」七三年石油危機の体験に基き、需要の伸びを大幅に下まわる供給不足を予測する。(b)「慢性の危機」非産油途上国の半飢餓状態の固定化を対象とし、人間の基本的必要を充しえぬことを問題とする。(c)「生活システムの危機」先進国のエネルギー浪費型生活様式に焦点を当て、産業構造や都市形態が個人にエネルギー消費を強い個人も多消費に価値があると考えるシステムを批判する。各々の「危機意識」が保守乃至実現しようとする目標価値は大きく異なる。「需給危機」論者は、生活水準の確保のみならず、急激な危機が自由市場機構を破壊し「民主主義の統治能力」を超えることを恐れる。「慢性危機」論者は、世界大のエネルギー分配制度の改革を主張する反面で、半飢餓状態の放置が進歩への楽観主義を消滅させると憂慮している。「生活システム危機」論者は、高度大衆消費社会の延長上には破局的終末が待つとして、それに対し「居心地良き社会（コンヴィヴィエント）」を提唱するが、未だ合理性ある対案たりえていない。このような、未来意識の中で技術的突破に対する期待も多様である。まず、代替エネルギー開発の可能性が広く確信されていることが、市場機構による枯渇性資源の安定した配分の条件となっている。第二に、非産油途上国にとって核エネルギー技術は、石油の埋蔵地域と分配との不平等を共に迂回するための平等化の手段である。技術的突破は政治問題の出発点であり、解決策ではない。以上の危機感に発したエネルギーに対する諸議論は、未来に対する政治的な構想力の危機を反映していると言えよう。

追記：中村研一氏は、この報告直後に長期海外留学をされました。それゆえ、二九巻二号に報告の題名のみを記しましたが、この度、同氏より報告要旨が届きましたので、本号に報告要旨を掲載しました。

昭和五三年一二月一日（金）午後一時半―三時

「船荷証券の物権的効力」

報告者　林　鈞

出席者　一七名

船荷証券に関する商法七七六条は、貨物引換証の規定である商法五七五条を準用する。同条は、いわゆる「物権的効力」を定めた規定である。同条によれば、証券の引渡は物権の取得につき、物の引渡と同一の効力を有する。しかし、証券の引渡によって、如何にして「物権」を取得するのかについての法律構成をめぐって、我国では周知の論争がある。この論争は、ドイツ法における論争を継受したものである。

従来、ドイツでは、(1)絶対説（船荷証券による「物」に対する物権の取得は、商法によって認められた独自の取得方式とする）、(2)代表説（物権の取得は民法によるとの原則をとりつつ、証券の譲渡により返還請求権が移転するため、間接占有が移転するが、この間接占有の移転は直接占有のそれと同一の効力を有する）、(3)厳正相対説（物権が取得されるのは、船荷証券の使用があっても、民法の定める物権移転の要件がみたされたことによる）の三説が対立している。いずれをとるかにより、①所有権移転、②質権設定、③善意取得について、結論ならびに結論に至る構成に差異が生じる。ドイツでは、絶対説によっても、物の滅失・第三者による善意取得により、物権的効力が生じないこと、厳正相対説には質権設定につき直接占有者への「通知」を必要とする（§ 1205 II BGB）難点があることから、現在「代表説」が通説となっている（我国でも、この説が通説化したのは竹田省博士の学問的影響によるものであろう）。

しかし、西ドイツでは、最近ほとんど支持者がなかった「厳正相対説」を基本的に支持する説が台頭してきた。この説は、証券が間接占有を「代表」するのではなく、単に返還請求権を表彰するにすぎないことを指摘して、代表説を拒け、さらに、証券債務者の占有喪失の場合にみられるとおり、物権的効力も物権法における占有法上の諸前提から全く独立している訳ではないことを指摘して、絶対説を批判し、従来厳正相対説の難点とされていた、直接占有者への質権設定の「通知」を不要とする解釈をとる。法の適用は「法文」にのみよるのではなく、ratio legis に遡ること、返還請求権の証券化を充分に考慮することを強調し、厳正相対説が、有価証券法的に「継続的に形成（fortbilden）」「修正」されるべきとする。

しかし、厳正相対説には、我民法（民法一八四条）によれば、証券により物権を移転した場合に、常に直接占有者への通知を要するという難点がある（ドイツ法では、間接占有の移転には直接占有者への通知を要しないが、質権の設定にはこれを必要とする）。厳正相対説が、我国で通説とならなかった所似である。

しかし、依然として学説の対立が続くなかで、ドイツにおける厳正相対説の台頭は、物権的効力を否定する谷川教授の説を含めたうえでの各説の本格的な検討を促すものといえようか。将来の

課題としたい。

昭和五三年一二月一五日（金）午後二時―五時

「EC法研究の比較法的意義――競争法を中心に――」

報告者　小樽商科大学教授　小原喜雄

出席者　一八名

ドイツ法またはフランス法を研究することは、多かれ少なかれその影響を受けてきた日本法の理解を深め、またわが国が当面している法律問題を考察するのに資する。ところが、一九五八年に欧州経済共同体（EEC）―欧州共同体（EC）を構成する他の二共同体が石炭鉄鋼または原子力という特定業種を対象とする限定的なものであるのに反して、EECは、経済一般を対象とする包括的なものであるので、ここでは、ECの典型としてEECに叙述を限る――が発足してからは、加盟国間の通商に影響を及ぼす経済活動に関しては、国内法ではなくて共同体法が直接適用される（フランス国内の二企業間の特許実施契約に関する Association des Ouvriers en Instruments de Précision/Beyrard 事件のEC委員会審議、一九七五年一二月二日）、また同一の行為が共同体法秩序のみならず国内法秩序をも侵害する場合に共同体法と国内法が並行的に適用されるときにも前者が後者に優先する原則が確立するに至った（染料カルテル事件の被審人に対し、ECと西ドイツの競争当局が共に過料を科したことが一事不再理の原則に反するか否かが争点となった Walt Wilhelm et al v. Bundeskartellamt に関するEC裁判所判決、一九六九年二月一三日）。このような適用関係にある共同体法と国内法との間にどのような差異があるかを、競争法を素材にしてみると、染料カルテル事件（一九七二年）において、EC裁判所は、相互協調的行動を明示的に禁止するEEC条約八五条一項により、これを違法と判示したのに反し、西ドイツの裁判所は、カルテル契約を禁止する同国競争制限禁止法一条一項を以ってしては、これを違法にしえないという理由で、これを違法とした連邦カルテル庁の審決を取消したことが示すように、相互協調的行動の禁止を廻って共同体法と国内法との間に顕著な差異があった。（尤も、その後、一九七三年における西ドイツ法の改正により、この相違は立法的に解決されたが。）かかる相違は、特許実施許諾に関するEC委員会の一括適用規則案――現在、制定過程にあるので、今後どのように変化するかは予測し難いが――と西ドイツ競争制限禁止法二〇条との間にも存する。このように共同体法と国内法との間に相違があり、しかも前者が優先して適用されるのであるから、ヨーロッパ法の現実の機能を理解するためには、加盟国の国内法のみならずEC法をも研究することが必要となる。さらに、EC委員会は、「ローマ条約の適用下に置かれる日本製品の共同体への輸入に関する告示」（一九七二年一〇月二一日付EC官報）において、企業間協定の一方の、または凡ての当事者が域外企業であるという事実は、その協定の効果が共同市場の領域に及ぶ限り、EEC条約

八五条一項の適用を妨げるものではない旨の見解を表明しており、日仏間のボールベアリング価格協定が、違法であると審決し（一九七四年）、EC裁判所も、日本のポケット・ガスライターの製造業者がフランスの販売業者に排他的販売権を賦与して並行輸入を禁止することが違法であると判示している（一九七一年）。このようにEC競争法が日本企業に対して実際に適用されることにより、EC法を研究することは、理論上のみならず実務上も重要となる。

以上のように、EC法を研究することは、ヨーロッパ法の現実の機能を理解するうえで、また日本企業に対する適用を予測する点で、加盟国の国内法の研究と同様に、重要である。過去三回にわたってわが国でEC研究者大会が、法律、政治、経済の学際的研究を目指して開催され、近い将来にEC学会が設立される気運にある。EC駐日代表部は地域毎に資料センターを設置したい意向であり、北海道地域においても、このようなEC資料センターが設置され、EC法の研究が盛んになることを希望する次第である。

昭和五四年一月二六日（金）午後一時半―四時半

「社会主義国家と自由」

――ハンガリー動乱とチェコ事件の回想――

報告者　矢田俊隆

出席者　二七名

報告者は、社会主義国家における自由の性格や限界の問題を、一九五六年のハンガリー動乱、一九六八年のチェコ事件を手がかりに考察する。

第二次大戦直後、東欧はしだいにソ連の勢力下におかれ、ソ連を後楯にして、大部分の国に社会主義政権が次々に樹立され、ソ連＝東欧共産圏は、スターリンの鉄の支配のもとに、一枚岩的な強固な組織に固められていった。しかし一九五三年のスターリンの死後、フルシチョフのもとにソ連で「非スターリン化」が進められるとともに、東欧も鉄の支配から解放され、いわゆる「自由化」が始まった。一九五六年の秋勃発したハンガリー動乱は、スターリン時代にこの国の具体的事情を無視してとられたソ連型追随政策に対するうっせきした不満が、解放を求めるエネルギーに転化・爆発したものであり、こうした自由化の傾向は、一九六八年「プラハの春」とよばれるチェコの改革運動で頂点に達した。しかし両者はいずれもソ連軍の戦車の力で圧服され、ソ連は東欧の自由化に重大な警告を与えた。

報告者はこれら二つの事件の真相と背景をさぐりながら、「自由化」運動の背後には必ず経済的な行詰まりと、独裁的権力者による精神的自由の抑圧があるが、同時に国際情勢を抜きにしては考えられないことを指摘する。さらに二つの事件の比較が行われ、一九五六年のハンガリー動乱の際には、民衆の望んだナジの首相就任によっても事態は収拾できないほどになっており、ソ連軍の介入は、共産党政権の急速な崩壊による混乱を恐れたためであったが、一九六八年のチェコ事件の際には、ソ連指導者は、チ

ェコ国内の政治・思想面での急激な自由化が、他の社会主義国とりわけソ連に広まることを恐れ、ソ連の国益という長期的立場から武力介入作戦がとられた、とされる。また、両国の解放をもとめるエネルギーの噴出になぜ十二年の差があったのか、ソ連の非スターリン化がなぜ容易にチェコには及ばなかったのか、などについても詳しく論じられた。

結論として、東欧の社会主義諸国には、経済面ではかなり自主性を発揮する余地があるが、一党独裁制を崩そうとしたり、反体制思想を高唱したりする自由は存しえないこと。現在東欧における自由化の最短の道は、外交面でのソ連への忠誠を前提にして、慎重かつ漸次的に進められつつあるハンガリーのカーダール路線であり、チェコのフサーク政権も基本的にはそれを踏襲するほかないであろうとまとめられた。

昭和五四年三月二日（金）午後一時半―四時半

「戦後日本におけるソビエト法研究」

報告者　小森田秋夫

出席者　二五名

報告の内容は、次のような時期区分に沿った戦後日本におけるソビエト法研究の通史的概観である。第一期＝敗戦から「スターリン批判」（一九五六年）まで、第二期＝「スターリン批判」から一九六〇年代まで、第三期＝一九七〇年代。

強調されたのは、次の諸点である。

(1) 日本におけるソビエト法研究（一般に社会主義法研究）の特徴ないし問題点としてしばしば指摘されてきた、①「輸入法学」的傾向、②少数の「専門家」による孤立した研究、③「マルクス主義的立場」のものへのかたより、という諸点は、研究史全体を回顧し総括するうえでの重要な視点となりうる。

(2) ごく単純化していえば、研究史の第一期では、研究主体が、理論的指針という点でも実践的関心という点でも自らを研究対象に密着させる傾向が強かったのにたいして、研究対象の側の変動（「スターリン批判」）によるインパクトが研究主体に反省を迫ることをつうじて第二期がはじまったとすれば、第三期では、むしろ、研究主体の側の関心のありようの変化が研究対象の見なおしを促す、という関係の見られる点に特徴がある。

(3) 一九六〇年代の後半には、社会主義法研究の方法がそれ自体として論じられた。そのさい、西欧の比較法学の系譜をひく「機能的アプローチ」とでもいうべきものと、多かれ少なかれマルクス主義的な歴史認識と方法に立脚する「歴史的＝構造的アプローチ」とでもいうべきものの相違が浮き彫りにされた。両者は、研究の視点も方法も異にするが、関心の対象という点では接近してきている側面も見られる（前者による「契約における自由と強制」の研究、後者における「法文化」への関心、など）。

(4) 七〇年代の特徴のひとつは、若い世代の関心が、ソビエト法史（とくに一九一七年から一九三六年まで）の研究に集中され

ていることにある。そこでは、ほぼ共通して、現代ソビエト法の構造的特質の歴史的起源を探るとともに、社会主義法研究の視座・認識枠組の定立をはかる、という問題意識が見られる。

(5) 今後の展開の注目される新しい動向として、資本主義法の研究者による研究が社会主義法をも直接間接に射程におさめつつあり（憲法裁判所、主権論など）、また、社会主義のもとでの法現象が法学以外をふくむ幅広い領域からの理論的関心の対象となってきている（たとえば人権論）ことをあげることができる。これらをめぐる社会主義法の「専門家」と「非専門家」との積極的な学問的交流が望まれる。